

パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
の改定について

意見募集期間

令和7年(2025年)

10月10日(金)～10月31日(金)

お問い合わせ先：環境部環境政策課

電話 046-822-8419(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市では昭和63年3月に計画を策定し、その後随時改定を行ってきましたが、三浦市とのごみ処理広域化、横須賀ごみ処理施設の稼働を主な目標とした前計画が終わりを迎えたため、内容を見直し、令和4年3月に新しい計画を策定しました。

この計画では、高齢化や人口減への対応や、食品ロス、プラスチックごみなどの課題に関する施策を重点的に進めるとともに、自然災害に伴う災害廃棄物への対応など、様々な取り組みによって目標の達成を目指していますが、計画期間の経過に伴う社会情勢の変化や、本市における近年のごみ排出傾向等を踏まえ、計画の見直し改定を行いました。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改定案について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆横須賀市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について	3
◆意見の提出方法	4

○横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

1 見直しの経緯

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的視点に立って本市の一般廃棄物処理の基本方針として策定されたものです。

現行計画は2022年度（令和4年度）から2029年度（令和11年度）までの8年間を計画期間としていますが、国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」では概ね5年ごとに改定することが適切とされているため、直近の実績や傾向を踏まえ、計画内容の見直しを行います。

なお、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7第1項の規定に基づき、廃棄物の減量化及び資源化の推進に関して調査審議を行う「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」の意見を聴くものとし、令和7年1月に同審議会へ諮問しています。

2 主な改定内容

(1) 基準年度

直近の実績である「令和5年度」としました。

(2) 数値目標

令和5年度実績を基に、近年のごみ排出傾向や施策の効果見込み等を反映し、数値目標を見直しました。

(3) 施策の分類

今後の施策の実施スケジュール等を踏まえ、「家庭系剪定枝の資源化」を検討施策から重点施策に移行しました。

また、アイクル老朽化への対応やごみ処理広域化の課題検討などを見据え、「ごみ処理体制の整備」を重点施策に追加しました。

(4) その他

全体を通して時点修正及び情報の更新を行いました。

なお、詳細については、改定案でご確認ください。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年)10月10日(金)から
令和7年(2025年)10月31日(金)まで
- 2 宛 先 環境部 環境政策課 計画調査担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・環境部環境政策課(横須賀市役所分館5階 19 番窓口)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 環境部環境政策課
 - ウ ファクシミリ
046-823-0865
 - エ 電子メール
lege-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。

横須賀市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 8 年（2026 年）3 月改定

横 須 賀 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	本市の概況（人口・世帯数）	3

第 2 章 本市のごみ処理の現状と課題

1	ごみ処理実績	5
2	ごみ処理フロー	9
3	広域化による処理	10
4	施設の概要	11
5	前計画の評価	14
6	ごみ処理の課題	15



第3章 計画の基本事項

1	基本理念と基本方針	16
2	計画期間	20
3	ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類	20
4	ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開	21
5	基本理念からつながる施策の体系	29
6	市民・事業者・市の役割	30
7	ごみの適正な処理に関する事項	32
8	ごみ処理施設の管理	37

第4章 計画のマネジメント

1	ごみ処理の数値目標	38
2	進行管理	39

第5章 緊急時の対応

1	災害廃棄物への対応	40
2	新型コロナウイルス等感染症対策への対応	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市では昭和 63 年 3 月に計画を策定し、その後随時改定を行ってきましたが、三浦市とのごみ処理広域化、横須賀ごみ処理施設の稼働を主な目標とした前計画が終わりを迎えたため、内容を見直し、令和 4 年 3 月に新しい計画を策定しました。

この計画では、高齢化や人口減への対応や、食品ロス、プラスチックごみなどの課題に関する施策を重点的に進めるとともに、自然災害に伴う災害廃棄物への対応など、様々な取り組みによって目標の達成を目指していますが、計画期間の経過に伴う社会情勢の変化や、本市における近年のごみ排出傾向等を踏まえ、計画の見直し改定を行いました。

本計画では廃棄物の課題や処理について市民、事業者、市が「自分ごと」として捉え、互いに連携し、廃棄物の減量化、資源化、適正な処理を行う循環型社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」及び「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 6 条」の規定に基づき策定するものです。

この計画は国および神奈川県 の法令や計画、横須賀市全体の計画と関連し結びついています。

「横須賀市」としての基本構想・基本計画があり、この総合計画の分野別計画に位置する横須賀市環境基本計画があります。横須賀市環境基本計画は、横須賀市基本構想に示されるさまざまな施策の方向を「環境」の分野から支援する計画です。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は横須賀市環境基本計画と密接に結びついており、廃棄物分野における個別の計画として位置付けられています。

◆一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係

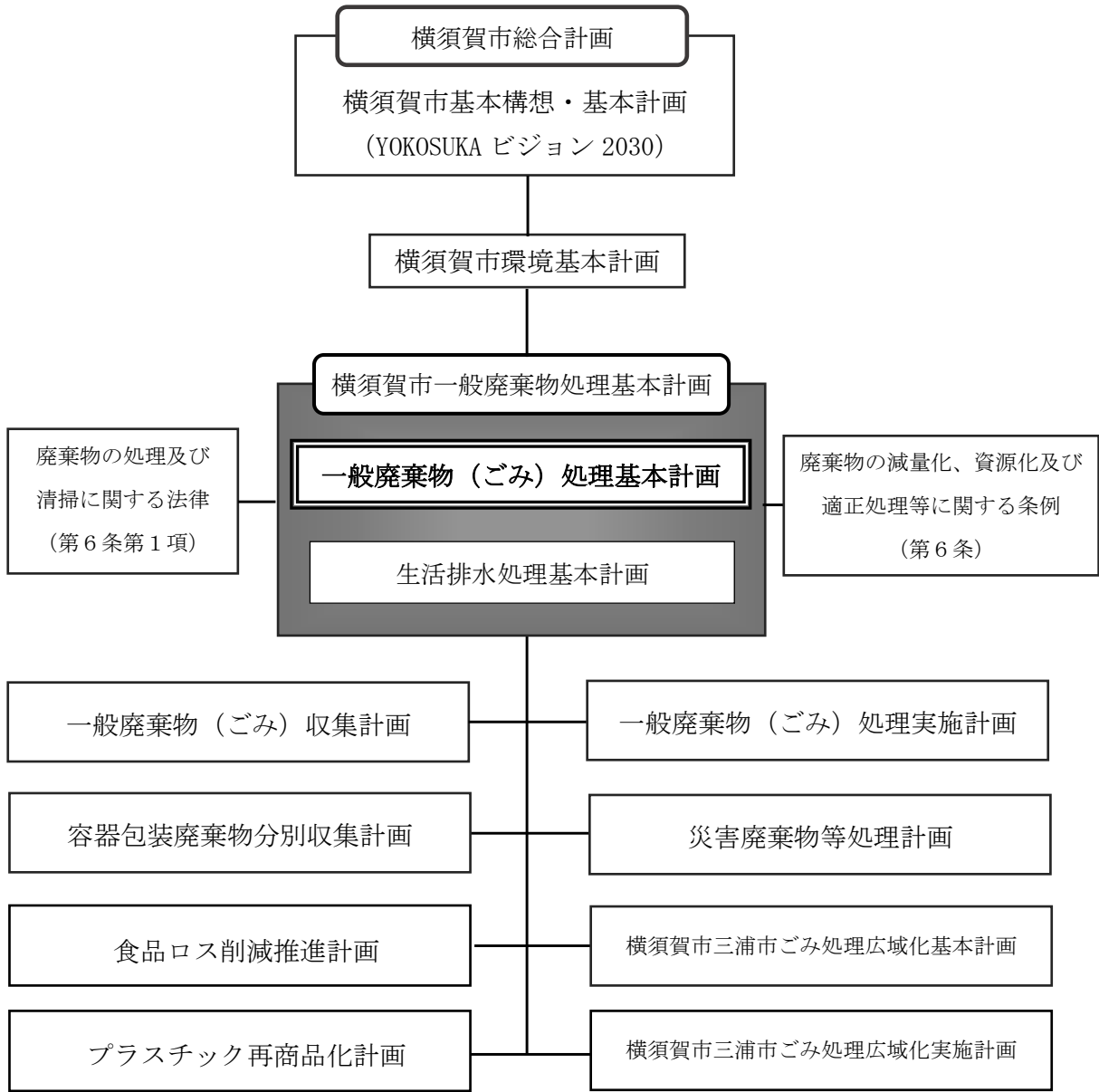


図 1 - 1 計画の位置付け

3 本市の概況（人口・世帯数）

（１）人口の見通し

① 将来推計人口 総数

下図は平成 27 年（2015 年）の国勢調査結果を基準とした将来推計人口の推移です。本市の人口は今後も減少傾向が続き、令和 12 年（2030 年）には約 35 万人になることが見込まれます。

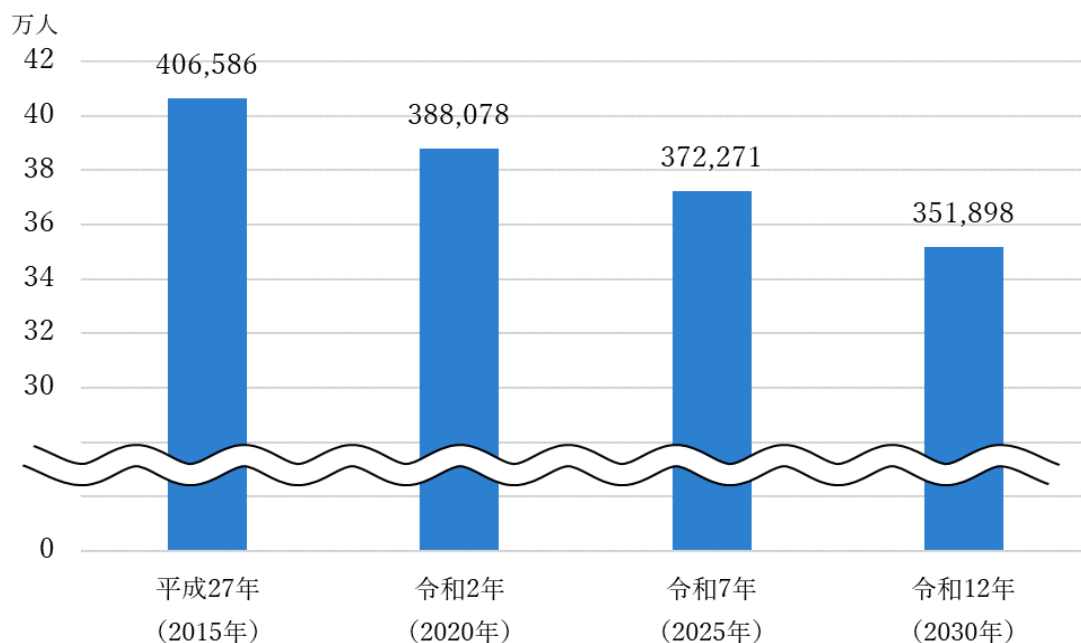


図 1－2 横須賀市の人口推移

出所：YOKOSUKA ビジョン 2030

② 将来推計人口 年齢 4 区分

将来の人口を 4 区分（年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65～74 歳、75 歳以上））でみると、年少人口、生産年齢人口の割合については減少が続くことが予測されるなか、老年人口のうち 75 歳以上の人口割合については増加することが見込まれます。

表 1－1 年齢階級別人口割合

（単位：％）

		平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)
年少人口	0～14 歳	11.5	10.5	9.9	9.6
生産年齢人口	15～64 歳	58.8	57.3	57.5	56.8
老年人口	65～74 歳	15.8	14.9	12.3	12.4
	75 歳以上	13.9	17.3	20.3	21.2

出所：YOKOSUKA ビジョン 2030

（２）世帯数の推移

平成12年から令和2年までの国勢調査に基づく一般世帯数および単身世帯数を下図に示します。単身世帯数の増加により、一般世帯数は概ね増加傾向にあります。また、65歳以上の単身世帯が占める割合も増加しています。

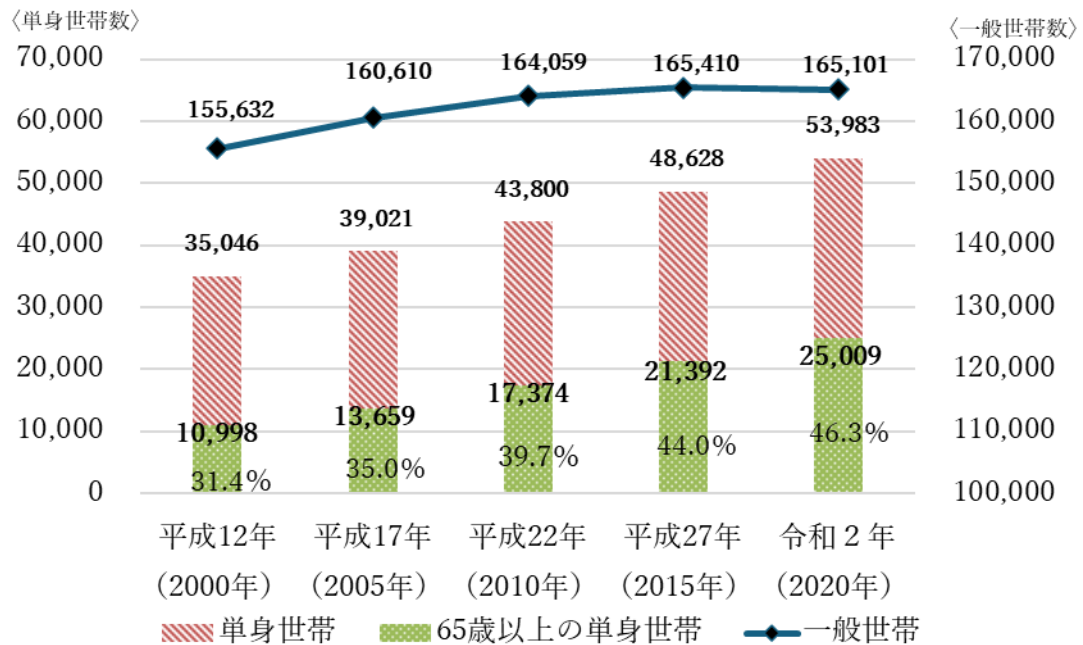


図1－3 一般世帯数と一般世帯における単身世帯数の推移

注) グラフ中の%表示は単身世帯数に対する65歳以上の単身世帯の割合を示します。

資料：国勢調査

第2章 本市のごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理実績

(1) 種類別排出量の推移

本市のごみの排出量の推移を以下に示します。

経年変化を見ると、例年減少傾向にあります。

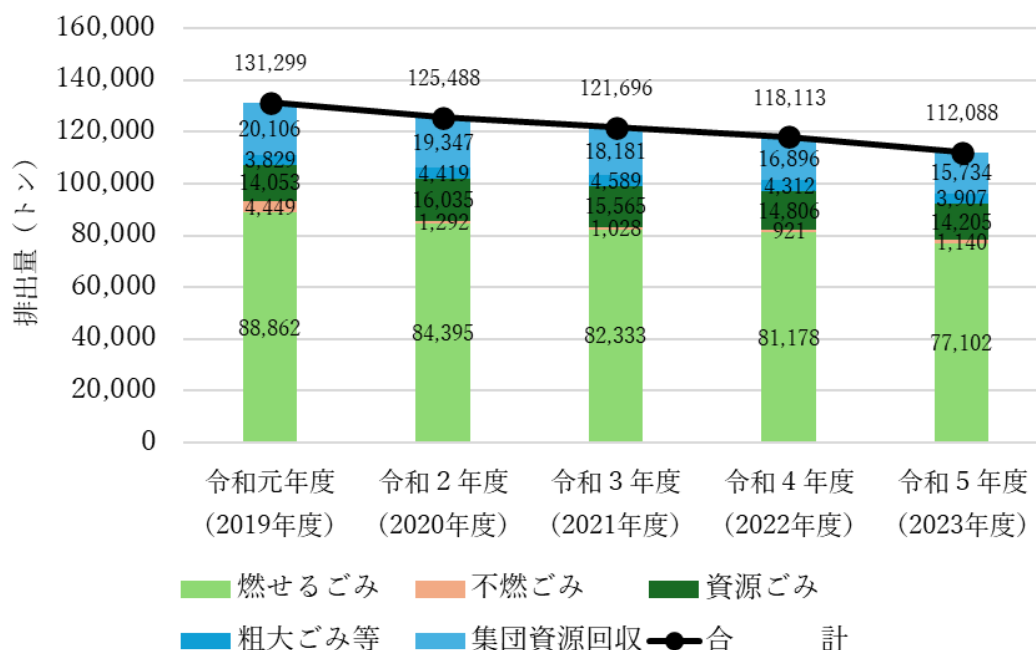


図2-1 ごみ排出量の推移

表2-1 ごみ排出量の推移

(単位: トン)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
燃せるごみ	88,862	84,395	82,333	81,178	77,102
不燃ごみ	4,449	1,292	1,028	921	1,140
資源ごみ	14,053	16,035	15,565	14,806	14,205
缶・びん・ペットボトル	6,171	6,304	6,176	5,870	5,584
プラスチック資源	7,747	7,268	7,010	6,443	6,408
乾電池等	122	157	150	141	131
枝草	-	2,292	2,216	2,335	2,065
その他	13	14	13	17	17
粗大ごみ・破砕できないごみ	3,829	4,419	4,589	4,312	3,907
集団資源回収	20,106	19,347	18,181	16,896	15,734
合 計	131,299	125,488	121,696	118,113	112,088

注1) プラスチック資源は令和5年9月まで「容器包装プラスチック」として収集していました。

注2) 令和5年10月より「破砕できないごみ」の収集を開始しました。

注3) 枝草は令和元年度まで燃せるごみとして処理し、令和2年度から資源化しています。(事業系のみ)

(2) 資源化量・資源化率

本市における資源化量と資源化率*の推移を以下に示します。

令和2年度は事業系の枝草の資源化を開始したため一時的に上昇していますが、ごみ排出量の減少に伴って資源ごみも減少傾向にあるため、その後は資源化量、資源化率ともに減少しています。

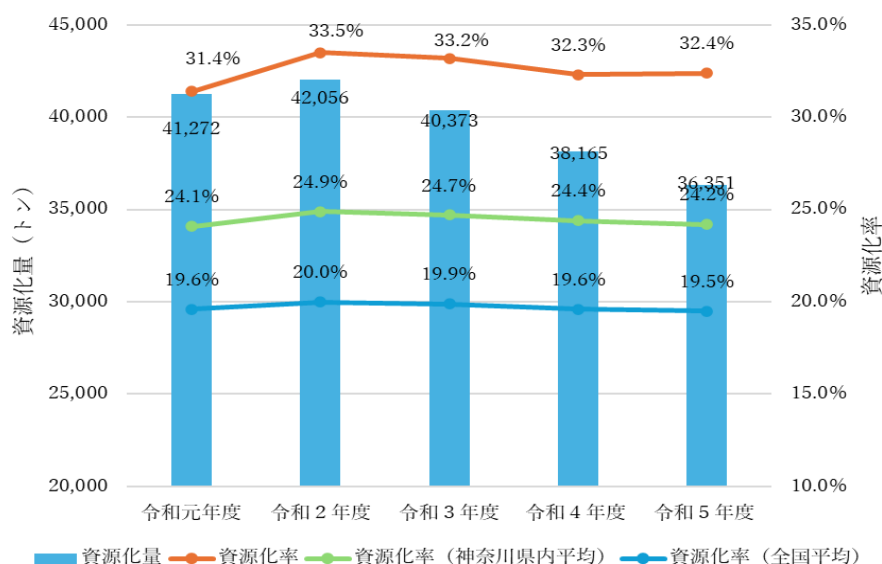


図2-2 資源化量・資源化率の推移

表2-2 資源化量の推移 (単位：トン)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リサイクルプラザ	17,785	18,092	17,715	16,615	15,698
プラ資源化 (民間)	—	—	—	103	309
集団資源回収	15,127	13,720	13,196	12,088	11,306
焼却灰スラグ化ほか	7,517	7,117	6,355	6,277	6,190
粗大金属ほか	843	1,046	1,002	939	891
枝草	—	2,081	2,105	2,143	1,957
合 計	41,272	42,056	40,373	38,165	36,351

表2-3 資源化率の推移 (単位：%)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
資源化率	31.4	33.5	33.2	32.3	32.4
神奈川県内平均資源化率	24.1	24.9	24.7	24.4	24.2
全国平均資源化率	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5

資料：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、日本の廃棄物処理（環境省）

【用語解説】 * 資源化率：資源化量をごみ総排出量で除した数値

(3) 1人1日排出量

本市におけるごみの1人1日あたり排出量（集団資源回収を含む）の実績を以下に示します。

経年変化をみると、例年減少傾向にあります。

神奈川県平均と全国平均と比較すると、全国平均を下回っているものの、県内平均を上回っている状況です。

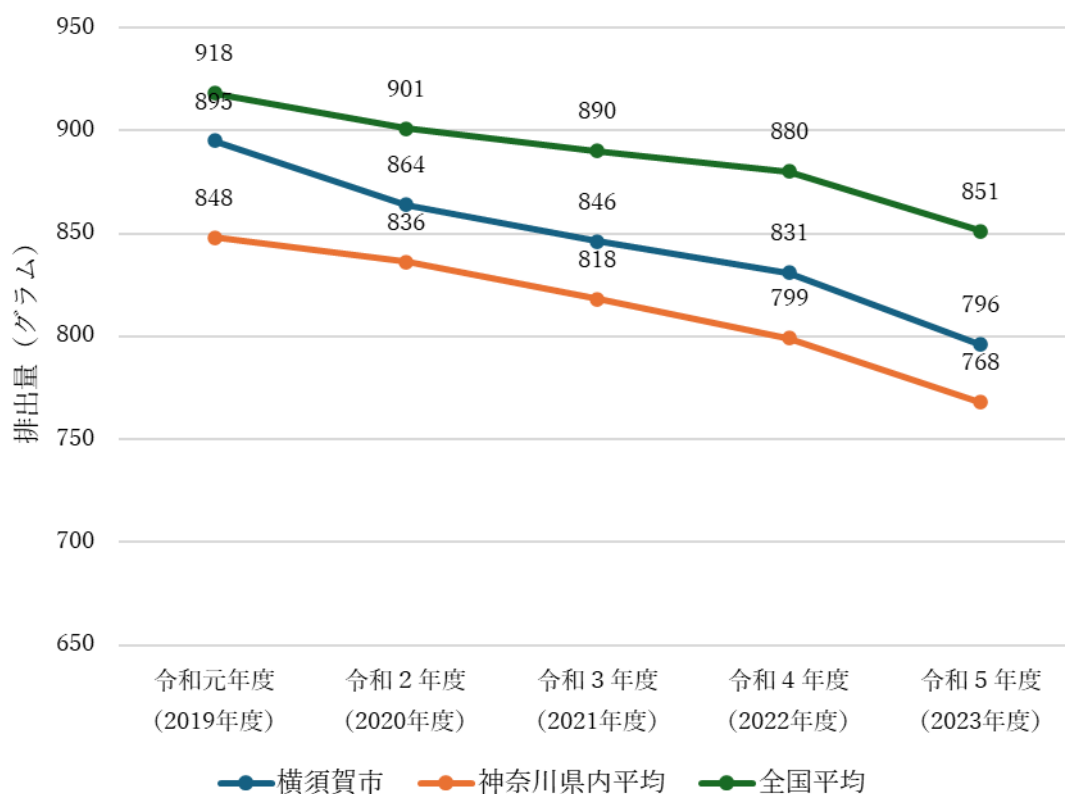


図2-3 1人1日排出量の推移

表2-4 1人1日排出量（集団資源回収を含む）の比較

(単位：グラム)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
横須賀市	895	864	846	831	796
神奈川県内平均	848	836	818	799	768
全国平均	918	901	890	880	851

資料：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、日本の廃棄物処理（環境省）

(4) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を示します。

令和2年度は横須賀ごみ処理施設エコミルの稼働による、人員配置や処理の委託方法の変更などにより収集運搬費、中間処理費が増加しています。

また、三浦市の最終処分場の稼働により、令和2年度以降は最終処分費が減少しています。

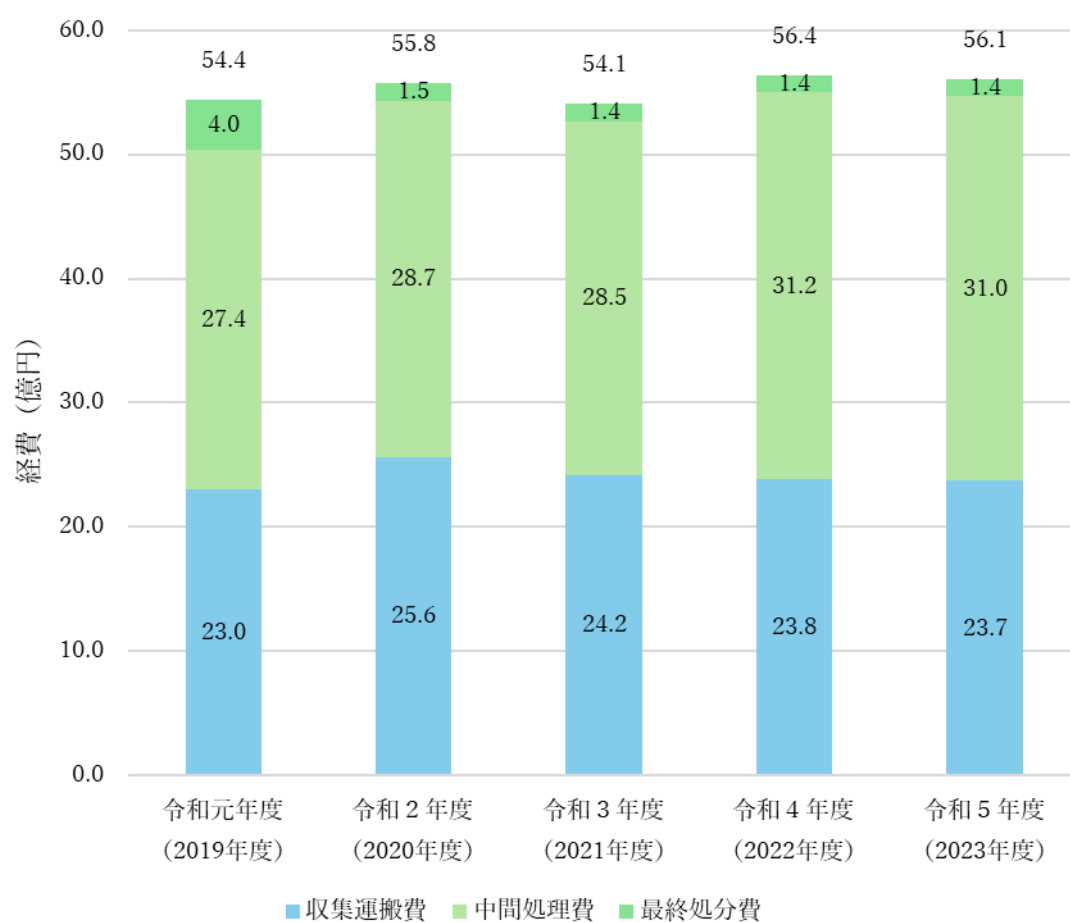


図2-4 ごみ処理経費の推移

2 ごみ処理フロー

本市で処理しているごみの種類、それぞれのごみの搬入先や処理方法を以下に示します。

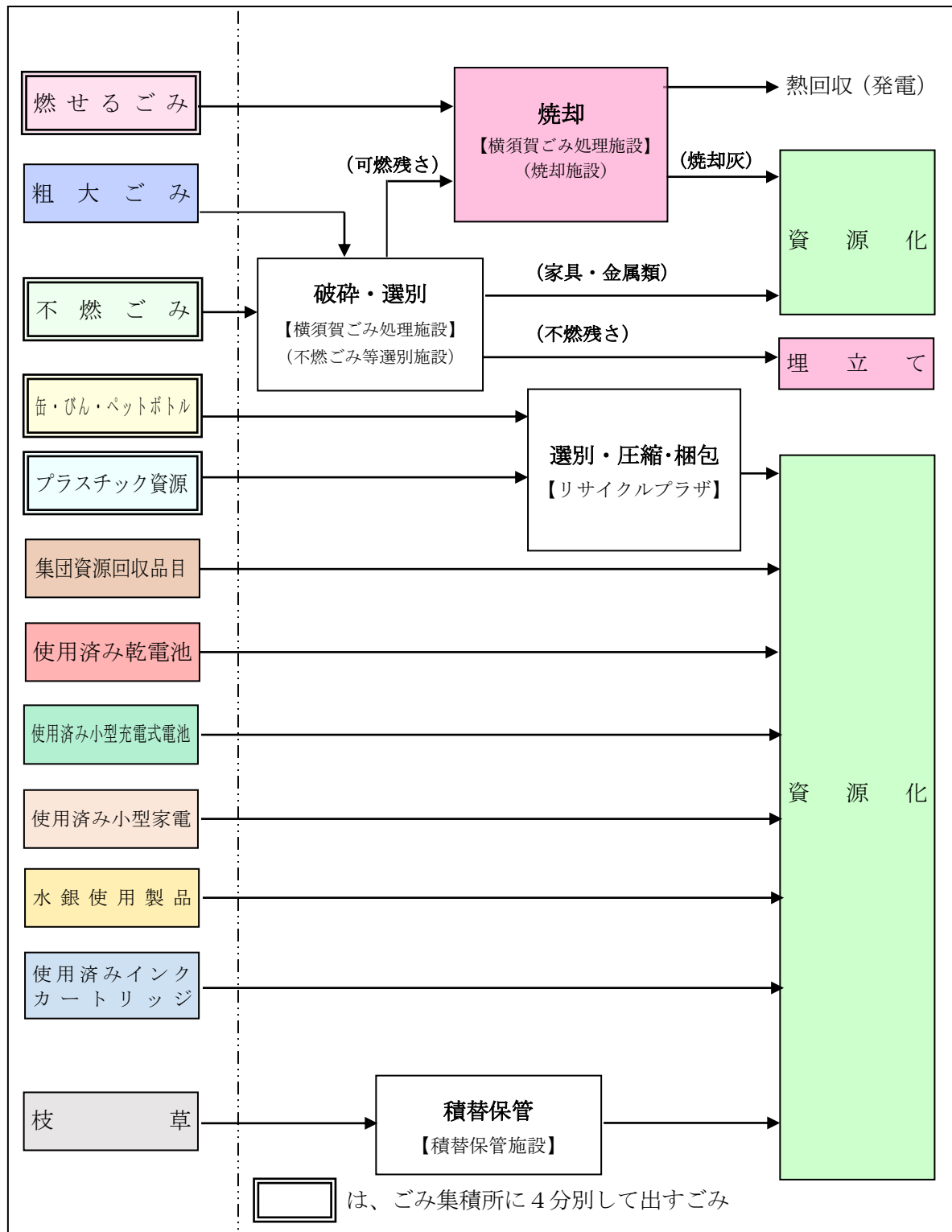


図2-5 ごみ処理フロー

3 広域化による処理

本市と三浦市は、協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、平成 21 年 3 月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

2市が共同してお互いの施設を利用することにより、環境負荷の低減、資源化の推進および効率的なごみ処理システムの構築を目指して、横須賀市に「横須賀ごみ処理施設」を、三浦市に「最終処分場」を整備しました。

令和2年3月から燃せるごみ、不燃ごみおよび粗大ごみを横須賀ごみ処理施設へ運搬し処理しています。

燃せるごみの焼却後に発生した焼却灰や不燃ごみ・粗大ごみを選別して得られた金属類を資源化し、不燃残さ*については三浦市の最終処分場へ搬出しています。

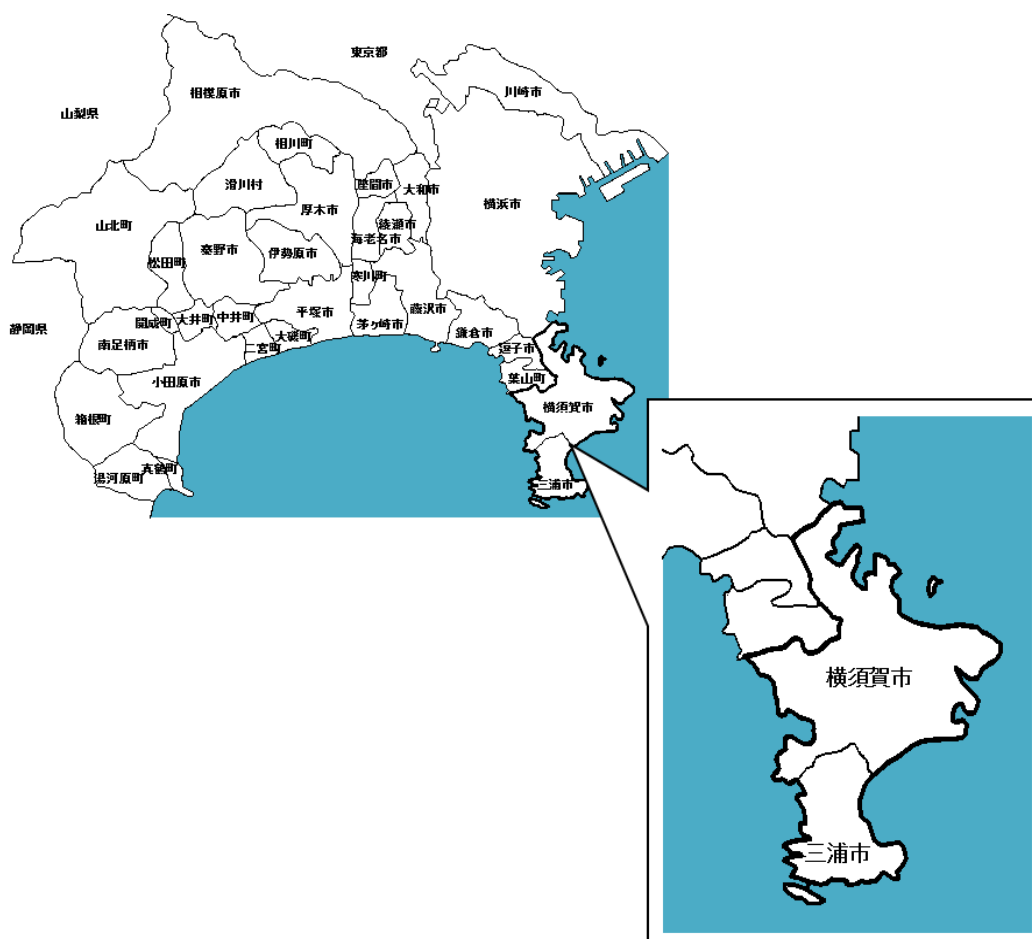


図 2-6 地域図

【用語解説】 ＊ 不燃残さ：不燃ごみ、粗大ごみから資源物を選別した後に残るもの
(主なものは資源物以外の金属や陶磁器類、ガラス類)

4 施設の概要

(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」

① 焼却施設

燃せるごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクル*を行っています。

焼却処理に伴って発生する熱を回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに電力会社に売電しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
焼却能力	120トン×3炉／日＝360トン／日
発電能力	6,600キロワット
炉数	3炉
炉形式	ストーカ炉／全連続燃焼式

② 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみと粗大ごみを処理対象とし、破碎選別処理を行っています。

選別された金属類は資源化します。可燃残さは焼却施設で焼却し、不燃残さは三浦市の最終処分場で埋め立て処分しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
処理能力	30トン／5時間
処理方式	破碎選別



【用語解説】 * サーマルリサイクル：廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること。本市では発電に利用しています。

（２）リサイクルプラザ「アイクル」

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の４種類 10 品目の全てに対応しています。

平成 13 年 4 月に稼動を開始してから 20 年が経過し、プラント設備の各機器に経年劣化が進んでいますが、設備点検や修繕等に対応し安定稼働を確保できるよう対策を講じています。

所在地	横須賀市浦郷町 5 丁目 2931 番地
しゅん工	平成 13 年 3 月
処理能力	220 トン／日（５時間）（容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包）



（３）積替保管施設

事業系剪定枝のうち、市内の民間資源化処理施設へ持ち込みできない草などを受け入れ、たい肥化等を行う資源化処理施設へ搬出しています。

所在地	横須賀市長坂 5 丁目 3656 番地
しゅん工	平成 27 年 2 月
延床面積	972.81 m ²



(4) 最終処分場（三浦市）

広域処理施設として三浦市が整備した施設です。

不燃ごみ等選別施設からの不燃残さを処理対象として埋立処分しています。

所在地	三浦市三崎町六合字堂ヶ島 1848 番 1
しゅん工	令和 2 年 2 月
埋立容量	48,900 m ³
処分場形式	屋根付き（クローズド型）処分場



図 2－7 横須賀市、三浦市施設位置図

5 前計画の評価

令和4年3月に策定した前計画では「食品ロスに関する施策」「プラスチックごみの削減、資源化の推進」「事業系ごみに関する施策」の3つの重点施策を掲げ、目標年度における排出量等を推計しています。

(1) 前計画における目標値の達成状況

前計画における目標値と令和5年度実績値の比較は、表2-5に示す通りです。令和5年度実績では、全項目が目標値の達成に至っていませんが、今後新たな資源化策等の実施により、目標の実現を目指していきます。

表2-5 前計画の評価

	令和2年度 (2020年度) 【基準】	令和11年度 (2029年度) 【目標値】	令和5年度 (2023年度) 【実績】	目標値と実績 の比較
ごみ排出量	125,488 トン	111,222 トン	112,088 トン	866 トン
集団資源回収	19,347 トン	13,661 トン	15,734 トン	2,073 トン
資源化量	42,056 トン	37,421 トン	36,351 トン	△1,070 トン
資源化率	33.5%	33.6%	32.4%	△1.2%
1人1日排出量 (集団資源回収含む)	864 グラム	810 グラム	796 グラム	△14 グラム

(2) 重点施策の達成状況

① 食品ロスに関する施策

令和6年3月に「食品ロス削減推進計画」を策定しました。

また、家庭から排出されるごみの組成調査を行い、食品ロスの現状を把握するとともに、ごみトークや子どもごみ教室などで食品ロス削減に関する啓発を行いました。

② プラスチックごみの削減、資源化の推進

令和4年度にプラスチック再商品化計画を策定し、実証事業を経て、令和5年10月よりプラスチック一括回収を開始しました。

③ 事業系ごみに関する施策

市内の事業者を対象に、食品ロス削減についてのアンケートを行い、事業者向けの食品ロス削減啓発ポスターを本庁掲示板9か所に掲示しました。

また、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、事業系一般廃棄物多量排出事業者から事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績報告書を受理し、集計結果をホームページで公表しました。

6 ごみ処理の課題

ごみの発生、排出から最終処分までの段階ごとに、次のような課題があります。

(1) 発生・排出

本市では少子高齢化が進行し、人口減少により、ごみの発生・排出量も減少していくと考えられます。

ごみの分別は市民の方々にご協力いただき、資源化率も全国平均よりも高くなっていますが、一部排出ルールの不徹底やごみ集積所でのごみの散乱が見られます。

(2) 収集・運搬

ごみ収集車両やごみ処理施設の火災を防止するため、スプレー缶やライター、卓上コンロのガスボンベ、リチウムイオン電池などは適正に排出されるよう周知、啓発を図っていますが、いまだ混入が見られます。

また、高齢者等に対する収集支援の拡充について検討する必要があります。

(3) 処理・処分

再資源化施設のリサイクルプラザでは2重袋による排出や汚れの落ち切れていないプラスチック資源、異物の混入がリサイクルシステムに大きな影響を与えており、引き取り先による品質評価も厳しい状況にあります。施設の長寿命化や改築も含め、分別の変更等を検討し品質を向上させていくことが必要です。

令和2年3月から稼働を始めた横須賀ごみ処理施設が円滑に運営されているか、また積替保管施設、久里浜収集事務所などについては将来的な運用を見据え、適切に管理、運用されているか確認していく必要があります。

第3章 計画の基本事項

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

私たちが日常生活を営む限り、ごみは発生し、環境に大きな負荷を与えています。

この負荷をできる限り小さくするためには、ごみはなるべく出さないことが第一で、やむを得ず排出する場合は分別を徹底し、できる限り資源化を行い、どうしても資源化できないものだけを適正に最終処分していく「循環型都市」を構築することが重要です。

本市では、環境への負荷をできる限り軽減させるよう「循環型都市よこすか」の推進をこれからも目指していきます。

「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の推進」

(2) 基本方針

基本理念を実現するため、基本方針を掲げ、ごみ処理施策を実施し計画を推進していきます。

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、リフューズを加え「3R+1」*¹を基本方針とし、ごみを減らす取り組みを推進します。
- SDGs*²を達成するための取り組みを推進します。

【用語解説】 *1 3R+1：17ページのコラム参照

*2 SDGs：18ページのコラム参照

コラム 3R+1 って・・・	
Reduce（リデュース：発生抑制） 生産、流通、販売、消費のものの流れの各段階でごみの発生を抑えます。	・使い捨てではなく詰め替えできる商品を積極的に利用する ・最後まで使い切る
Reuse（リユース：再使用） いったん使用されたものでも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。	・不要になったものは、必要とする人に使ってもらう ・ミスコピーや片面広告はメモ用紙などに利用する ・再使用できる容器に入った製品を選ぶ
Recycle（リサイクル：再生利用） 再使用できずに、ごみになる場合はできる限り減量化、資源化を図ります。	・正しく分別して資源としてリサイクルする ・地域の集団資源回収を利用する ・リサイクル製品を使う
+	
Refuse（リフューズ：拒否、発生抑制） 不要なもの、余計なものは断ることでごみを発生させません。	・マイバックなどを持参し、レジ袋は断る ・マイはしを使用し、割りばしは使わない ・ごみになるものは受け取らない、買わない ・必要がない物（不要なパンフレットやチラシ、試供品など）はもらわない、ごみの原因となる物を家に持ち込まない ・過剰包装は断り、簡素な包装を心がける ・買い物は計画的に行い、必要な物、量だけを買う

コラム ほかにもある「R」
・Rebuy（リバイ） リサイクルされたものやリユース品を積極的に購入または利用することです ・Repair（リペア） 壊れても直せるものを、必要な修理をして長く使い続けることです

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

ごみ処理基本計画では特に以下の 6 つの目標の達成を目指します。

 3 すべての人に健康と福祉を	ゴール： あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ゴール： 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 主なターゲット 9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる
 11 住み続けられるまちづくりを	ゴール： 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する 主なターゲット 11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす 11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する

	ゴール： 持続可能な生産消費形態を確保する 主なターゲット： 12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす
	ゴール： 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 主なターゲット： 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する
	ゴール： 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 主なターゲット： 14.1 海洋汚染を防止・削減する

2 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）では 10 年から 15 年間の長期的視点の計画とされており、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本計画は横須賀市基本構想・基本計画、横須賀市環境基本計画の計画期間と整合を図っています。

3 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類

基本理念を実現するため、基本方針に沿って推進する施策の大枠を示します。

- （1）食品ロス*、プラスチックごみへの対応など時代に即した施策や事業系ごみに関する施策で「循環型都市よこすか」推進のため、計画期間中に特に重点的に推進する施策

【重点施策】

- （2）啓発や指導など、これからも継続して推進し充実させていく施策

【継続施策】

- （3）ごみの有料化など、これからも継続して検討していく施策

【検討施策】

【用語解説】 * 食品ロス：まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

4 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開

(1) 重点施策

① 食品ロスに関する施策



- ・積極的な情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の取り組みを支援します。
- ・家庭から出る燃せるごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、その結果を食品ロス削減の市民啓発に活用します。
- ・フードバンク*¹団体と連携し、フードドライブ*²の実施やイベントなど身近な場所で食品を寄附できる環境づくりを進めます。
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定します。

② プラスチックごみの削減、資源化の推進



- ・プラスチック資源循環促進法（正式名称：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）の成立により、基本方針として示されたプラスチック廃棄物（資源）の分別収集や再資源化などについて、国などの情勢を踏まえ、情報収集しながら検討を進め、プラスチック再商品化計画を策定します。
- ・海洋都市 横須賀「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を踏まえ、海洋プラスチックごみ削減に向けた対策を推進します。
- ・ペットボトルの再利用を促進している流通や製造にかかわる企業等と連携し、ラベル、キャップの分別の徹底やペットボトルの回収に対して市民参加を促します。
- ・プラスチックごみに関して市民、事業者、市が連携し、それぞれが自分ごととして捉えて行動できるよう啓発を行います。

③ 事業系ごみに関する施策

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）とされています。

- 【用語解説】
- *1 フードバンク：各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動のこと。
 - *2 フードドライブ：各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

本市でも、事業系一般廃棄物の自己責任による処理を原則とし、収集・運搬については、許可業者への委託など事業者負担による収集・運搬とし、焼却などの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っていきます。

事業系ごみの減量化・資源化の促進について示します。

- ・食品廃棄物のリサイクルの促進



食品リサイクル法（正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）により、食品関連事業者によるリサイクルが推進され、国による指導、助言がされていますが、市から排出事業者へ啓発するとともに、食品廃棄物の発生抑制、減量化につながる施策を検討します。

- ・紙類の減量化、資源化



事業者が焼却処理している紙類を資源化につなげる施策を検討します。

- ④ 家庭系剪定枝の資源化



- ・家庭から排出される剪定枝を資源化するため、具体的な収集、処理方法の調整及び検討を行います。

- ⑤ ごみ処理システムの整備



- ・リサイクルプラザ等の老朽化を踏まえ、関係する施設の在り方（延命化、集約化など）を検討し、施設の整備に関する方針、計画を策定します。
- ・ごみ処理の広域化に関する今後の方向性について検討を行います。

「循環型社会」の形成に向けた基本原則や、施策の基本的事項の枠組みを示す循環型社会形成推進基本法に基づいて以下のように様々なリサイクルの個別法が制定されています。

【リサイクルを促進するための個別法】

- 容器包装リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 小型家電リサイクル法
- プラスチック資源循環促進法

容器包装プラスチックや小型家電は市町村により回収し再資源化を進めています。食品廃棄物、建設廃材については製造・加工事業者や受注事業者等によりリサイクルすることとされています。

プラスチック資源循環促進法は令和3年6月に成立し、プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、関連するあらゆる主体においてプラスチック資源の循環を目指すものです。

【市町村で処理が困難な廃棄物に対する個別法】

- 家電リサイクル法
- 自動車リサイクル法

エアコンや自動車など市町村による適正処理が困難な廃棄物は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などにより再商品化や製造事業者による処理体制が整ってきています。

(2) 継続施策

① ごみの減量化、資源化、適正処理のための啓発



市では「3R+1」の推進のために様々な啓発を行います。

【主な啓発】

- ・児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ・ごみ分別パンフレットや収集カレンダーの発行（外国人向け含む）
- ・スマートフォン用にごみ分別アプリの配信やLINEによる周知啓発
- ・広報紙やホームページによる周知啓発
- ・ごみトーク*¹やごみ問題学習会の開催
- ・アイクルフェアなどイベントの開催
- ・クリーンよこすか市民の会*²などとの市民協働による啓発活動
- ・リサイクルプラザや横須賀ごみ処理施設の見学による分別や処理の周知
- ・高齢者等に対する分別や収集方法の啓発
- ・生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対する補助制度の推進



② ごみの排出指導

ごみ排出ルール of 徹底を図り、ごみの減量化を推進するため、搬出に関する指導を行います。

i) 市民に対する指導

- ・ごみ集積所における排出指導
- ・ポイ捨てに対する指導
- ・不法投棄に対する指導
- ・ごみ集積所からのごみ持ち去りに対する指導

【用語解説】 *1 ごみトーク：ごみと資源物の分別やごみの減量化、不法投棄やごみ集積所のルールなど、日ごろから疑問に感じていることや地域で困っていることについて、職員が直接、市民の皆さんの所に伺って話をさせていただく場のことです。まちづくり出前トークのメニューの一つにもなっています。

*2 クリーンよこすか市民の会：「私たちの町は私たちの手によって」を合言葉に、清掃美化等の実践と啓発に努め、クリーンなまちづくり運動を推進する市民公益活動団体のことです。

ii) 事業者に対する指導

- ・排出事業者に対する指導
- ・不法投棄に対する適正処理指導

③ 処理手数料の適正化



ごみの排出抑制およびリサイクルの推進を図るため、ごみの処理手数料について、処理経費を踏まえ、受益者へ適切な負担を求めていることも含めて見直します。

④ 分別区分の整理



リサイクルプラザの安定的稼働のため「びん」の単独分別について検討します。

分別の理解しやすさや、ごみ集積所の清潔保持、高齢者に配慮した分別などの観点から市民サービスの向上につながるよう分別区分の整理を検討します。

⑤ 高齢者等のごみ出し支援



高齢化によりごみ出しが困難になる状況に対応するため、福祉や地域コミュニティの部署と連携して支援収集の充実を図ります。

また、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、終活の一環である遺品整理等が円滑に行えるよう取り組みます。

⑥ いわゆる「ごみ屋敷」への対応



地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを溜め込んでしまう状況（いわゆる「ごみ屋敷」）に対応するため、支援体制（福祉的支援、ごみ排出支援）のあり方について福祉関係部署と連携して対応を強化します。

⑦ 剪定枝（枝・草等）の資源化



造園業者や公園清掃などから排出される剪定枝（枝・草等）の資源化の推進に引き続き取り組みます。

⑧ 海岸漂着ごみの円滑処理



魅力ある自然海岸を保全するため、海洋プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等を円滑に処理する体制を維持し、引き続き（公財）かながわ海岸美化財団、港湾管理者等と連携を深め、迅速な処理体制を構築していきます。

また、市民や団体のボランティア清掃活動は、地元に着した効果的な海岸清掃となっており、海岸美化の推進に大きな役割を果たしています。

そのため、市はボランティア団体や関係機関と連携を図り、海岸美化活動の推進と自然海岸の保全に向け、収集された漂着ごみの適正な処理に努めていきます。

なお、横須賀市の自然海岸の漂着ごみは、燃せるごみ、不燃ごみに分別され、横須賀ごみ処理施設へ搬入され処理されます。



⑨ ポイ捨て防止及び路上禁煙の徹底

ポイ捨て防止、路上禁煙徹底のキャンペーンやクリーンよこすか市民の会との連携などを通じて、更なる環境美化の推進を図ります。

また、路上禁煙の啓発活動を主体的に行う商店街や町内会等の団体に対し、「のぼり旗」や「啓発ポスター」を提供します。



⑩ 不法投棄対策の強化

生活環境の保全、改善のため、警察や関係する機関と連携を深め、定期的なパトロールを継続し、不法投棄の防止対策を強化していきます。

また、市民、町内会、自治会等からの情報にいち早く対応し、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。



⑪ 適正処理困難物および排出禁止物に関する指導

本市では廃棄物処理法第6条の3第1項や本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第27条の規定に基づき、適正処理困難物については、市民に対して販売店等による引き取りなどを利用するよう協力を求めています。

また、排出禁止物としては、「有害性物質を含むもの」「危険性のあるもの」などを同条例第24条に規定し、使用者の責任での適正な処理を指導していきます。

(3) 検討施策

① 家庭ごみの有料化



3R+1の推進や負担の公平化などを目的とする家庭ごみの有料化について、導入の効果や有効な方法などを近隣他都市の状況を参考に、廃棄物減量等推進審議会*へ諮り、意見を伺いながら検討します。

② ごみ処理に関する新たな技術等の調査、検討



紙おむつの資源化やプラスチック資源への対応など新しい技術に対して広く情報収集するとともに、必要であれば導入まで見据えて調査、検討します。

感染性のあるものや紙おむつなど、ごみの分別や排出方法等を新たに検討する際は、プライバシーや個人情報保護の観点を考慮して検討を進めます。

また、これらの感染性廃棄物が多量に発生する恐れのある大規模災害時の収集、運搬方法や適正処理の検討を進め、災害廃棄物等処理計画との関連を整理します。

リユースについて、促進、支援する仕組みを検討します。

【用語解説】 * 廃棄物減量等推進審議会：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づいて設置。廃棄物の減量化及び資源化の推進に関して審議することを目的としています。

「適正処理困難物」とは、

市町村の設備や技術に照らして、その適正な処理を行うことが困難な大型ごみ等について、国は廃棄物処理法第6条の3第1項の規定に基づき、「大型テレビ」「大型冷蔵庫」「スプリングマットレス」「自動車用タイヤ」を平成7年に適正処理困難物として指定しました。

本市においても、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第27条の規定から、平成9年に「小型テレビ」「小型冷蔵庫」「エアコン」「洗濯機・衣類乾燥機」「パソコン」「ワープロ」を指定しました。

現在、家電リサイクル法により「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「エアコン」「洗濯機」は製造事業者等が引き取ることになり、資源有効利用促進法により、「パソコン」も同様な取り扱いになっています。

また、本市では「自動車用タイヤ」は以下に示す「排出禁止物」としてしています。

「スプリングマットレス」は、粗大ごみとして出すことは可能ですが、市民には販売店等での引き取りを利用するようお願いしています。

「排出禁止物」とは、

条例第24条第1項に規定するもので本市のごみ処理施設で受け入れることはできません。具体的には以下のものです。これらの処分については市の分別パンフレットをご覧ください。

① 有害性物質を含むもの	バッテリー、化学薬品、農薬（家庭園芸用薬品）など
② 著しく悪臭を発するもの	排泄物が残ったままの紙おむつなど
③ 危険性のあるもの	ガスボンベ類、消火器、注射針、メス、石油類、廃油、シンナーなど
④ 容積又は重量の著しく大きいもの	耐火金庫、大型電気温水器、ピアノ、農機具、船外機、乗用草刈・芝刈機、コンプレッサー、電動カート、電動車いす、ボートなど
⑤ その他処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	原動機付自転車、オートバイや車の部品及びタイヤ、瓦、ブロック、タイル、レンガ、コンクリート、セメント、土砂、砂利、石（石製製品を含む）、モルタル、石膏ボード、ソーラーシステム、木の根（直径20センチメートル以上）、鉄筋、陶器製の便器、塗料、事業用業務機器、フロンガス使用製品（冷風機・除湿機など）、うす、ウォーターベッド、オイルヒーターなど

5 基本理念からつながる施策の体系

基本理念からつながる施策と各施策が関連する基本方針（3R+1、SDGs）の項目を示します。

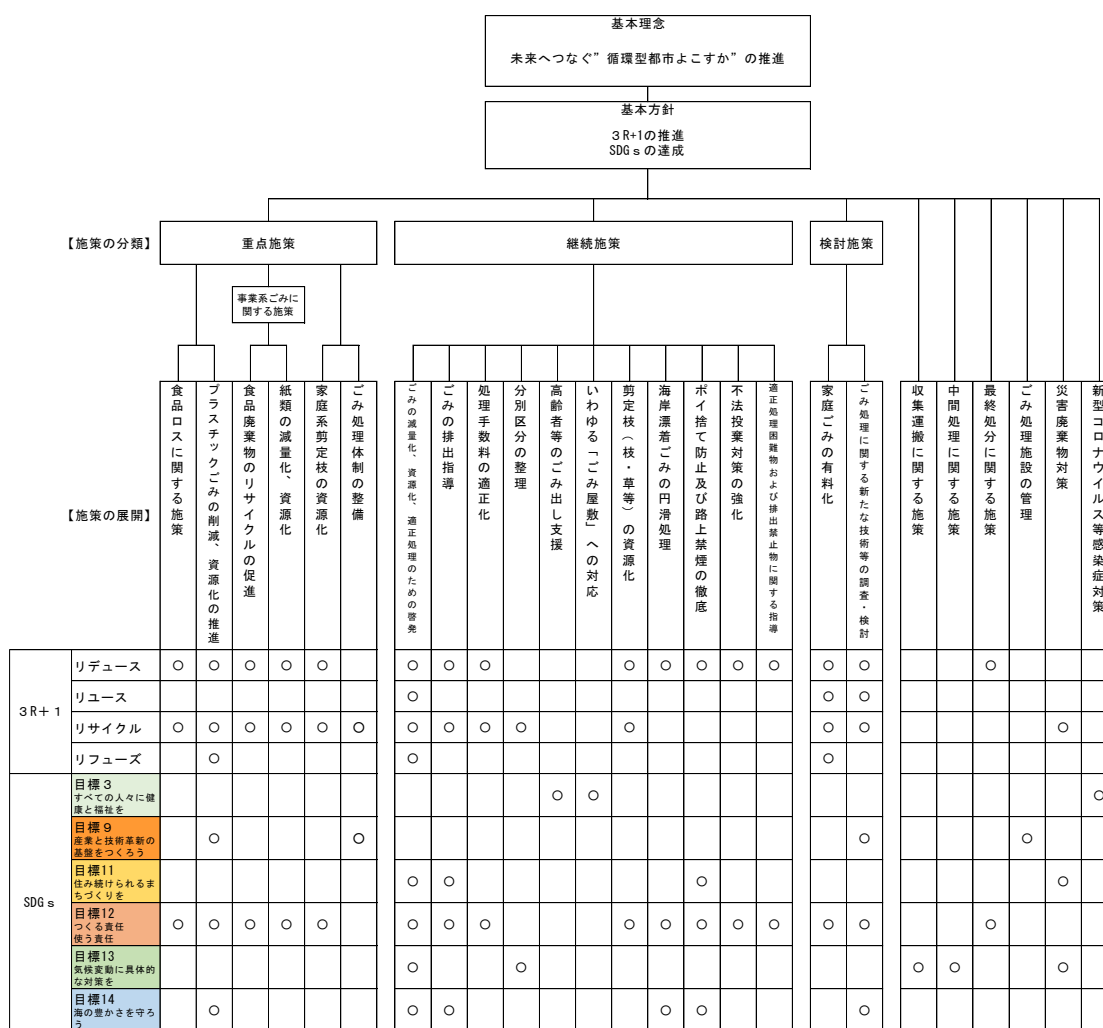


図3-1 施策の体系

6 市民・事業者・市の役割

ごみの発生、排出抑制のためには市民、事業者、市が一体となって取り組むことが重要です。各施策を達成するための市民、事業者、市の役割を示します。

(1) 市民の役割

- ① 不必要なものを買わないこと、受け取らないことなどを日頃から意識し、使い捨て製品の使用を控えるとともに、マイバックを持参するなど、なるべくごみを出さないことを心がける。
- ② 食品の購入にあたっては、賞味期限、消費期限を正しく理解し、計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロスの削減に努める。
- ③ 生ごみの排出時には、水切りに努め、生ごみ減量化処理機器を積極的に利用する。
- ④ 分別排出を徹底し、資源ごみの分別や集団資源回収に協力する。特にリサイクル可能な「その他の紙」の集団資源回収への排出に努める。
また、汚れた容器包装プラスチックは軽くすすぐ、もしくは汚れをふき取り、特に2重袋では出さない。
- ⑤ 家具や衣類などの生活用品は修理、修繕してできるだけ長く使用する。
また、リサイクル製品の購入や使用促進に努める。
- ⑥ プラスチック資源の分別区分の変更や新たな資源化施策に協力する。

(2) 事業者の役割

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物については、自らの責任において適正に処理する。
- ② 使い捨て製品の販売、製造を減らすよう努め、廃棄された後には環境への負荷が少ない製品開発に努める。
- ③ 製造、販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業における食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努める。

- ④ 簡易包装の推進、梱包方法の工夫などにより、商品の梱包材使用量を抑制する。また、使用後の容器、包装材等を回収し減量化、資源化の推進に努める。
- ⑤ 資源回収業者や許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図る。

(3) 市の役割

- ① 本計画の基本方針に沿ったごみの減量化、資源化施策の推進を図り、市民、事業者がそのための取り組みを円滑に実施できるよう、積極的に支援、啓発を行う。
- ② ごみの排出、処理の状況や資源循環、適正処理に係る法制度や技術的動向などの情報を適切に提供する。
- ③ 3R + 1 を促進する施策について、国や県などに積極的に働きかけを行う。
- ④ 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化、資源化に努め、積極的にグリーン購入*を推進し、再生資源等の使用に努める。
- ⑤ 減量化、資源化に関する市民の自主的活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うように努める。

【用語解説】 * グリーン購入：各購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

7 ごみの適正な処理に関する事項

(1) 分別して収集するごみの種類と分別区分

家庭などから排出されたごみを資源化、適正処理するためには、排出する段階から再生利用等に配慮した区分で分別排出、収集することが重要です。本市で処理するごみの分別区分、種類、収集方法を示します。

表 3-1 分別区分・ごみの種類・排出方法等

分別区分		ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革、合成皮革製品 ・廃プラスチック類 など	無色透明か白色半透明の袋	ごみ集積所 ・午前6時頃から 8時までに排出
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・ガラス類 など	無色透明の袋	
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	無色透明の袋 (450以下)	
	プラスチック 資源	・トレイ、パック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 ・プラスチックのみで できている製品 など		
粗大ごみ		・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入
破碎できないごみ		・充電式電池使用製品	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入
使用済み乾電池		乾電池（ボタン型、充電式を除く）	—	乾電池回収箱 （店頭などの拠点収集）
使用済み小型充電式電池		・リチウムイオン電池 ・ニカド電池 ・ニッケル水素電池	—	回収箱 （公共施設3か所、家電量販店）
使用済み小型家電		小型家電17品目	—	回収ボックス （公共施設等16か所）
水銀使用製品		体温計・温度計・血圧計	—	回収箱 （公共施設15か所）
インクカートリッジ		家庭で使用済みになったもの	—	回収箱 （公共施設14か所、家電量販店等）
集団資源回収		・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙パック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光灯類	品目に応じ、ひも掛け など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等でのサンデーリサイクル
臨時収集ごみ		・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集	
へい死獣 有害鳥獣		—	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入

(2) 収集運搬に関する施策

ごみの収集運搬は、分別排出されたごみを、生活環境の保全に支障とならないように、適正な処理・資源化へとつなげる手段です。

ごみ質の変化、処理・資源化技術の発達、高齢化社会等の環境変化などに応じて市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制を整備していきます。

① 収集区域 本市の行政区域内の全域を収集区域とします。

② 分別区分ごとの収集方法・回数

表 3-2 収集方法・回数等

分別区分		収集方法・回数	収集・運搬主体	搬入先
4 分 別 収 集	燃せるごみ	定日収集： 2回／週 (ごみ集積所)	直営および委託	横須賀ごみ処理施設 (焼却施設)
	不燃ごみ	定日収集： 2回／月 (ごみ集積所)	直営および委託	横須賀ごみ処理施設 (不燃ごみ等選別施設)
	缶・びん・ ペットボトル	定日収集： 1回／週 (ごみ集積所)	直営および委託	リサイクルプラザ
	プラスチック 資源	定日収集： 1回／週 (ごみ集積所)	直営および委託	
粗大ごみ 破砕できないごみ		戸別収集 (申込制)：随時 直接搬入	委託	横須賀ごみ処理施設 (不燃ごみ等選別施設)
使用済み乾電池 使用済み小型充電式電池 使用済み小型家電 水銀使用製品 インクカートリッジ		拠点収集： 随時 (店頭など)	直営	民間資源化施設
集団資源回収		実施団体が決める日時：随時 市の廃棄物関連施設等でのサン デーリサイクル：4回／月	資源回収事業者	民間資源化施設
臨時収集ごみ		随時	直営	種類に応じ各処理施設
へい死獣 有害鳥獣		申込制 随時収集・直接搬入	委託	へい死獣は「小動物火葬 施設」、有害鳥獣は「横 須賀ごみ処理施設 (焼却 施設)」
許可収集ごみ		随時 (主に事業系一般廃棄物)	許可業者	横須賀ごみ処理施設 (焼却施設)
直接搬入ごみ		随時	排出者自ら運搬	種類に応じ各処理施設

③ 収集運搬車両の低公害車使用

収集運搬車両の更新の際は、車種・台数等を見直し、環境性能を重視した車両を運行することにより、温室効果ガス（CO₂）排出量を削減する等、SDGsの達成や環境負荷低減に努めます。



(3) 中間処理に関する施策

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。

各処理施設における処理の過程でも再使用、再生利用、熱回収を推進することにより、循環型都市の推進を目指します。

① 再資源化施設（リサイクルプラザ）での処理

「缶・びん・ペットボトル」と「プラスチック資源」の容器包装廃棄物及びプラスチック製品を資源化处理、売却ができる状態に選別、保管し、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法に対応した再資源化を行います。



プラスチック資源の分別作業



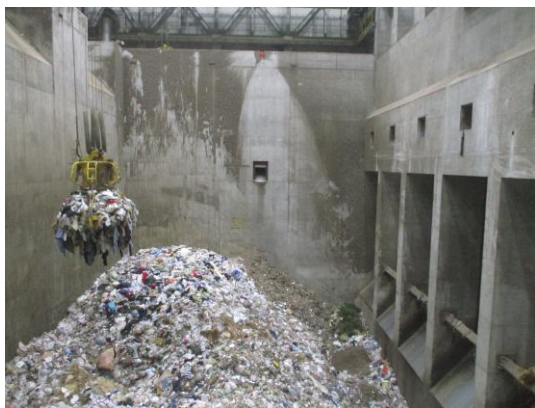
ペットボトルのベール



びんの分別作業

② 焼却施設（横須賀ごみ処理施設）での処理

燃せるごみとして収集、搬入されたもののほか、不燃ごみ等選別施設で破碎、選別した後の可燃物などを焼却することによって、最終処分するごみ量の減量化と衛生的処理を図ります。



燃せるごみピット内の様子



焼却炉内の様子

③ 不燃ごみ等選別施設（横須賀ごみ処理施設）での処理

収集、搬入された粗大ごみを再利用できるもの、できないものに仕分けします。（前処理）

不燃ごみと再利用できない粗大ごみを破碎処理し、資源物（鉄類、アルミ類）と可燃物、不燃物に選別します。可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分を行います。



前処理ヤード



不燃ごみ等の投入ステージ

④ 積替保管施設での処理

直接搬入もしくは収集した剪定枝（枝、草等）は、積替保管施設に一時保管し、民間資源化施設へ資源化处理（たい肥化等）を委託します。

また、店頭などで拠点回収した使用済み乾電池も積替保管施設で一時保管し、民間資源化施設へ処理委託します。



枝、草の搬出



乾電池の保管

⑤ その他民間施設での中間処理・再資源化

市内 16 か所の公共施設等でボックス回収した使用済み小型家電は、福祉事業者へ選別を委託した後、国の認定を受けた再資源化事業者引き渡し、売却しています。

集団資源回収に出された新聞紙、雑誌類などは、中間処理後に有価物として売却されるなど、本市の設置する施設以外でも中間処理や再資源化を行います。



回収した使用済み小型家電



集団資源回収の様子

（４）最終処分に関する施策



令和 2 年度から広域処理施設として整備された三浦市の一般廃棄物最終分場で不燃物の埋め立てを行っています。

今後も排出抑制に努めつつ、不燃ごみ等の破碎、選別による資源物回収、可燃残さの焼却などにより、最終処分量の減量化を図り適正に最終処分を行っていくこととします。

8 ごみ処理施設の管理



既存のごみ処理施設の安定的、効率的な運用のため、各施設の整備計画の策定を含めて課題や検討項目を整理していきます。

(1) 広域ごみ処理施設の安定的運用

三浦市との広域ごみ処理施設としての機能を踏まえ、横須賀ごみ処理施設及び三浦市の最終処分場について、運用していく中で生じる課題に対応し、安定的に運用していきます。

(2) リサイクルプラザの老朽化対策

プラスチック資源の一括回収や広域化に関する国などの動向を踏まえ、施設の老朽化も考慮し、リサイクルプラザのあり方を検討します。

(3) 積替保管施設の運用

継続的に安定運用ができるよう剪定枝（枝、草等）の取り扱い及び積替保管施設の運用について検討します。

第4章 計画のマネジメント

1 ごみ処理の数値目標

本市では人口の減少に伴い、ごみの発生・排出量も減少傾向にありますが、分別排出の徹底とごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策を進めることで、さらなるごみの減量化、資源化を進めます。

令和5年度のごみ処理実績を基に、数値目標を定めます。

表4-1 目標年度におけるごみ処理の数値目標

項目	単位	令和5年度 (2023年度) 【基準年度】	令和11年度 (2029年度) 【目標年度】	比較
ごみ排出量	トン	112,088	104,061	△8,027
集団資源回収	トン	15,734	15,010	△724
資源化量	トン	36,351	34,390	△1,961
資源化率	%	32.4	33.0	0.6
1人1日排出量 (集団資源回収含む)	グラム/人・日	796	787 未満	△9

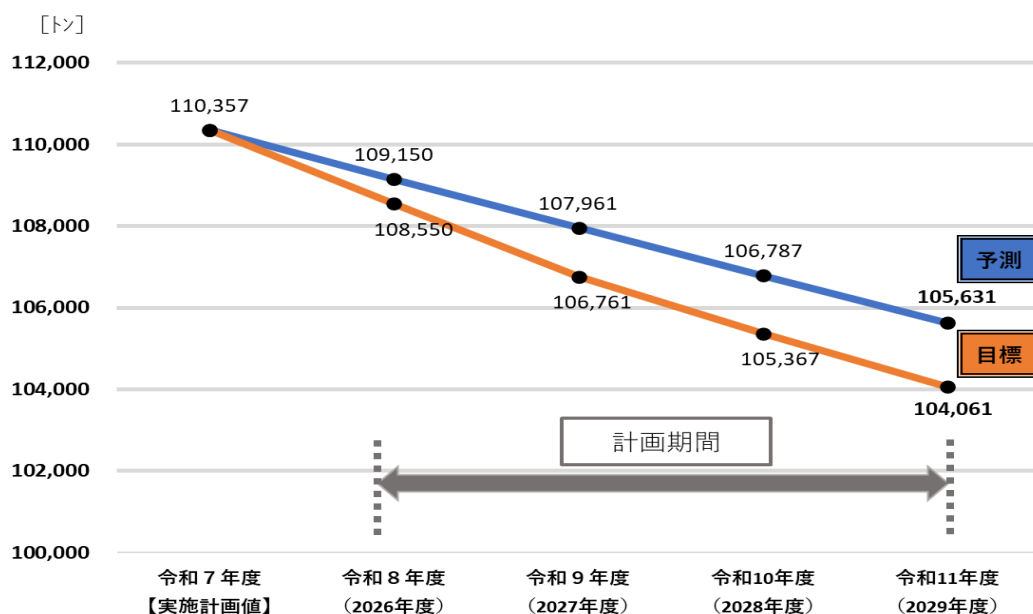


図4-1 ごみ排出量の予測値と目標値

2 進行管理

(1) 計画評価の指標

前述のごみ処理の数値目標の推移及び第3章の4に記載されている施策の実施状況を計画評価の指標として設定します。

(2) 計画の評価・見直し

指標の推移等を廃棄物減量等推進審議会に諮り、計画の評価と必要な見直しを行います。

国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年9月)では10年から15年間の長期的視点の計画とされており、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

【数値目標設定の考え方】

(1) 人口減に基づくごみの推計量について(前ページ図4-1の青線)

3ページの将来推計人口の推移を基に、ごみ排出量全体が令和5年度比で5.8%減少すると想定します。

【分別区分ごとの推計】

燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック資源の定日収集分、粗大ごみについては、人口減に加え、各区分の近年の減少傾向を踏まえたそれぞれの減少率を基に、推計量を算出しています。

集団資源回収については、近年の傾向を基に、令和5年度比で4.6%減少することを想定し、推計量を算出しています。

(2) 数値目標について(前ページ図4-1のオレンジ線)

上記(1)より、令和11年度のごみ排出量は、人口減に伴い令和5年度比で5.8%減少する想定です。

本計画では、人口減に伴う排出量の減少に加え、第3章の施策や取り組みを実施、推進することにより、ごみ排出量全体で7.2%削減することを目指します。

【数値目標達成のために】

市民、事業者、市の3者がそれぞれの役割(29ページ「6 市民・事業者・市の役割」参照)を認識し、ごみの発生、排出抑制を心がけることが重要です。

21ページ「4 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開」以降に記載されている各施策に対して、3者が連携し取り組んでいきます。

第5章 緊急時の対応



1 災害廃棄物への対応

災害廃棄物とは、地震、台風、大雨などの大規模な自然災害によって発生した廃棄物のことです。

近年では毎年のように台風や大雨による大規模な災害が起きています。

発災直後は人命救助や避難所の開設など被災者支援が第一に考えられますが、一定時間経過後には市民の片付けや復旧に対応できるよう、災害廃棄物の仮置場の開設やその広報など災害廃棄物の処理のための体制を構築しなくてはなりません。

大規模な災害により多量に発生する災害廃棄物の処理には大きな労力を必要とします。そのため、少しでも円滑に対応できるよう平常時の備えが重要です。

市では発災後、速やかに行動を起こせるよう人材育成、教育訓練、啓発を継続して実施していきます。

ここでは、本市が策定している災害廃棄物等処理計画に記載している事項のうち、特に発災初動期の仮置場の設置や災害廃棄物の分別の重要性などについて示します。

(1) 横須賀市災害廃棄物等処理計画の策定

本市では、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として「横須賀市地域防災計画」を策定し、それを補完する個別計画として「横須賀市災害廃棄物等処理計画」を策定し、令和7年3月に改定しています。

大規模な地震災害や風水害が発生した場合に災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図り、災害時の市民の生活環境を確保することを目的として、災害時の災害廃棄物の収集、運搬、処理に係る基本方針、実施体制を定めたものです。

この計画は定期的に見直し、市民、事業者等へ啓発を行うことで災害時における実効性を高めていきます。

コラム

災害廃棄物って何ごみ？ り災ごみとは

災害廃棄物は事業活動によって生じた廃棄物ではありませんので、産業廃棄物ではなく一般廃棄物になり、処理責任は市町村が負います。

なお、「り災ごみ」は「り災（届出）証明書」や「り災事実現認書」が必要になりますが火災、風水害などにより被害を受けた一般住宅から排出されるごみで、市が収集・処分するものです。

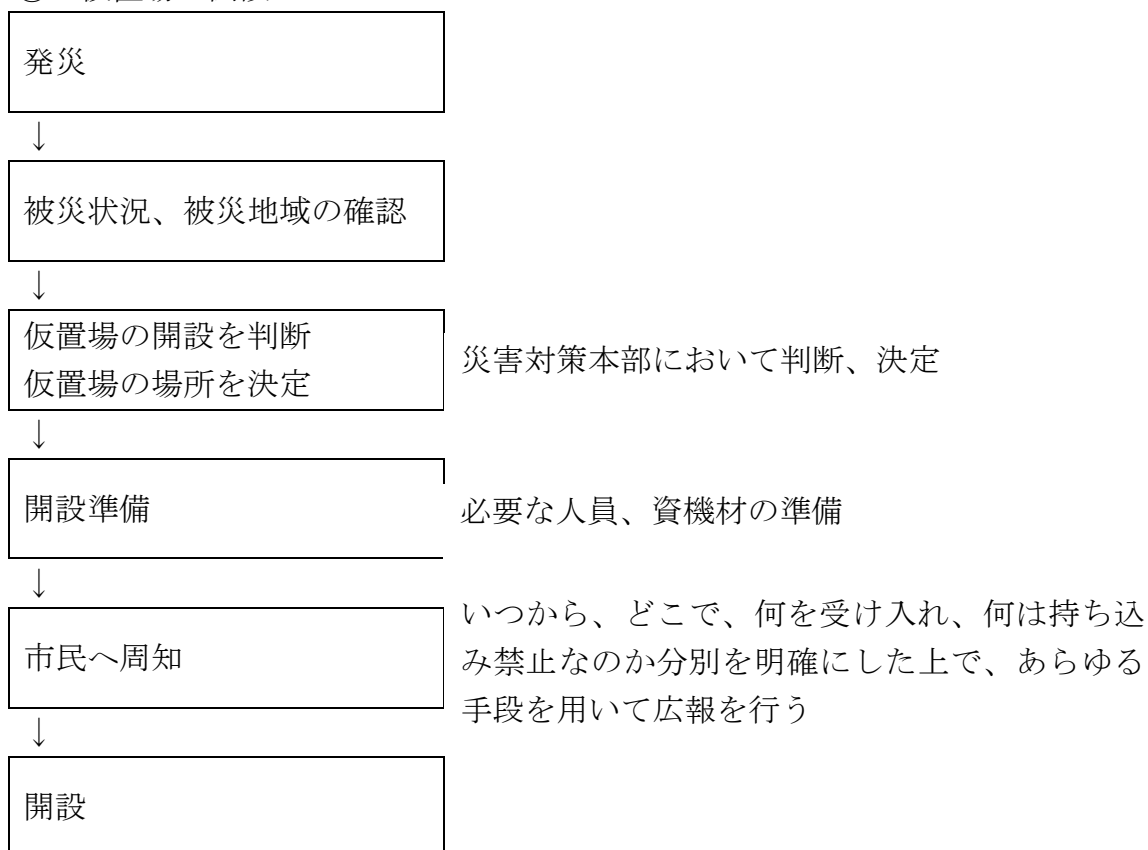
（２）災害廃棄物の仮置場

大規模な災害が発生し、多量の災害廃棄物が発生する場合は、市内に仮置場を開設します。

仮置場は市民が自ら、もしくはボランティア等が災害廃棄物を持ち込む場所です。

本市では市内に仮置場の候補地を選定しています。被災した地域や被災状況などを考慮し、速やかに開設できるよう努めます。

① 仮置場の開設



コラム

仮置場とは

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所のことです。



② 仮置場の運営

仮置場では、持ち込まれた災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながり、その結果、災害から一日も早い復旧復興につながります。

仮置場に持ち込めるのは、災害により発生したごみです。生ごみなど 4 分別のごみは受け入れません。

◆仮置場の分別配置イメージ

実際の仮置場では下図のように災害廃棄物を分別して受け入れます。(分別配置は例です。災害の種類や規模、仮置場の場所によって変わります。)

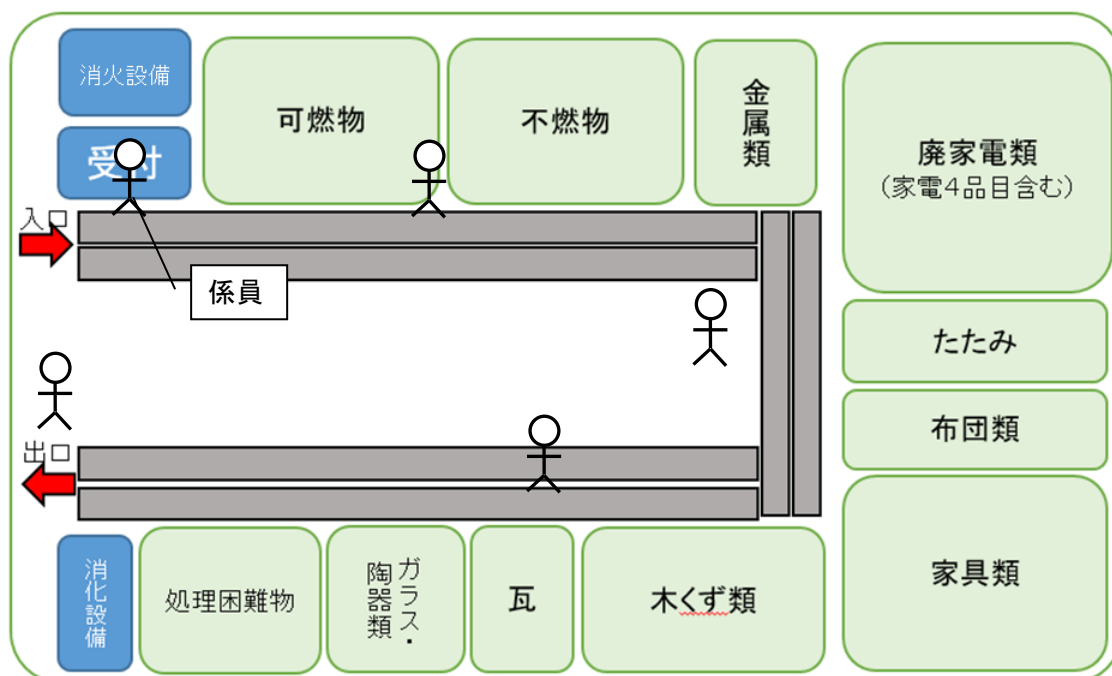


図 5 - 1 仮置場の配置図例

コラム

災害廃棄物の発生量

令和元年の台風 15 号、19 号により千葉県で発生した災害廃棄物の量は約 39 万トンで、横須賀市の 1 年間のごみ総排出量のおよそ 3 年分の量になります。

平成 28 年の熊本地震では約 289 万トンで横須賀市での 22 年分の量になります。

③ 市民等への広報、周知

市は仮置場開設の準備が整い次第、被災者に対していつから、どこで、何を受け入れるか、何は持ち込み禁止なのか、分別等を明確にした上で、広報を行います。

また、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンター等を通じて、同様の情報を周知します。

なお、併せて発災後3日間は集積所にごみが出せない旨、及び4日目以降（災害の規模や状況によりごみが出せるようになるまでの日数は異なります。）から集積所にごみが出せるようになる旨も周知します。

i) 広報する内容

- ・分別方法
- ・仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・仮置場の案内図、配置図
- ・仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物等）
- ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）

ii) 広報の手段

- ・チラシ配布
- ・広報車
- ・防災行政無線
- ・コールセンター
- ・避難所等への掲示
- ・ホームページ、SNS
- ・テレビ、ラジオ等

コラム

仮置場への便乗ごみ

仮置場には、直接災害とは関係のないテレビや洗濯機等の廃家電、自転車等の便乗ごみが持ち込まれることがあります。これらは災害廃棄物処理のための国の補助金の対象とはなりません。

熊本地震では、家庭に退蔵されていたブラウン管テレビが多量に仮置場へ搬入され問題となりました。仮置場へ持ち込めるのは災害により発生したごみです。

仮置場の適切な運営は、災害からの速やかな復興につながります。

仮置場へ持ち込みの際は、市からの案内を確認の上、対象となるごみを持ち込んでいただくよう、ご理解ご協力をお願いします。

◆仮置場案内チラシのイメージ（内容は、令和２年度当時のものです。）

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内

台風○号により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ

①家電類

②コンクリートがら

③ガラス・陶器類

④可燃物

⑤瓦

⑥金属類

⑦たたみ

⑧家具類

⑨木くず

⑩石膏ボード・スレート

⑪布団類

【持込できないごみ】

●普段、収集している燃せるごみ（生ごみ）、不燃ごみ、容器包装プラスチック、缶・びん・ペットボトルは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●事業所から出たごみ

●産業廃棄物

注意事項

●袋に入れて持ち込む場合は、透明・半透明な袋に入れてください。

●バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。

●ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場では、誘導員の指示に従って決められた場所に置いてください

※裏面をご覧ください

場所：○○仮置場

開設期間：○月△日（金）まで

開設時間：9:00～16:00

【問合せ】横須賀市 資源循環政策課 電話822-8419

表面

【○○仮置場案内図】

○○仮置場

○○工場

【○○仮置場の分別配置図】※誘導員の指示に従ってください

受付

入口

家電類

コンクリートがら

瓦

木くず

家具類

ガラス・陶器類

たたみ

石膏ボードスレート

金属類

可燃物

布団類

出口

裏面

(3) 協力、支援体制の構築

本市では災害時、相互に支援を受けることができるよう県や近隣自治体、関係団体と協定を結んでいます。

また、国や県では速やかに連携できるような体制を構築しています。

① 本市が締結している協定

- i) 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理等に関して廃棄物処理に関する団体との協定
- ii) 大規模災害時のし尿処理の相互協力に関する協定
- iii) 神奈川県、県内市町村との相互応援協定
- iv) 横須賀三浦地域（鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）における相互援助協定

② 支援、連携の体制

i) 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

環境省の関東地方環境事務所が事務局を務め、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）において災害時に都県域を超えた連携、協力体制を構築することを目的とする協議会です。

令和元年度の台風により被災した千葉県へ支援チームを派遣し、横須賀市職員も支援に参加しました。

ii) D. Waste-Net

災害廃棄物処理支援ネットワークの略称。環境省、地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、大規模災害時の災害廃棄物の処理体制として設置されています。

iii) 環境省の災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害廃棄物の処理を円滑に進めるため災害対応の実務に精通した全国の自治体の職員をリスト化し、新たな被災地に派遣する制度です。

コラム

横須賀市の支援

令和元年の台風 15 号、19 号により被災した近隣自治体に対して、災害廃棄物の収集運搬・処理等の支援を行い、東京湾フェリーを利用してごみ収集車・職員を派遣し、可燃ごみ等を横須賀市南処理工場（当時）に運搬して焼却処理をしました。

また令和 6 年能登半島地震では、環境部職員を派遣し、公費解体業務を支援しました。

コラム 大規模災害時のことがけ（市民の方へ）

発災後、3日間は集積所へごみが出せません。

4日目以降から、生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品は出せるようになります。（災害の規模や状況により、ごみが出せるようになるまでに日数は異なります。）

コラム 災害でごみが増える

令和元年の台風では横須賀市でも被害が出ました。

仮置場は設置していないため、明確な災害廃棄物の数量は把握できませんでしたが、前年と比較して粗大ごみが 689 トン、燃せるごみも 1,649 トン増加しました。

減量化、資源化を推進している中でも災害のためにごみ量が増えてしまうことはありますが、減量化、資源化の流れは継続しているものと考えています。

コラム 災害、防災に関する計画について

それぞれの計画については、以下の URL を参照ください。

横須賀市地域防災計画

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0525/bousainavi/torikumi/keikaku/tiikibousaikeikaku.html>



横須賀市災害廃棄物処理計画

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4105/keikaku/saigaihaikibuukeikaku.html>





2 新型コロナウイルス等感染症対策への対応

新型コロナウイルス等の感染症の感染が拡大した場合にごみを排出する際の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について示します。

(1) 一般廃棄物処理等事業に関する事業継続計画（Business Continuity Plan (BCP)）の策定

事業継続計画（BCP）とは災害など業務の継続を阻害する出来事が発生することに備え、あらかじめ準備しておくことや、出勤できる職員数が限られている状況下であっても、最低限継続しなければならない業務を行うための方策等を定めたものです。

BCP は実効性を維持、向上させるために内容の点検を行い、必要に応じて改定していきます。

横須賀市では平成 21 年に新型インフルエンザ対策のため、廃棄物処理にかかる BCP を策定し、令和 2 年の新型コロナウイルス対策においても、この計画をもとに廃棄物の適正処理や業務の体制を整備しました。

また、BCP は大規模災害時においても、業務体制や施設の稼働維持等のために重要です。

(2) 排出される廃棄物の種類と特徴

一般家庭や事業所（医療関係機関等を除く）からは感染者や感染による自宅待機者等が使用した鼻水や痰等が付着したティッシュペーパーやマスク、おむつ等が排出されます。

これらはごみ集積所に燃せるごみとして排出されます。

(3) 廃棄物の排出・収集・処理の各段階における留意点、対策

① 排出するときの留意点

家庭から感染者が使用したティッシュペーパー等の廃棄物を排出するときは、直接触れず、捨てた後は石けん等を使って手を洗うことが重要です。感染防止策として以下の点に留意することが重要です。

- i) ごみ袋をしっかり縛って封をすること（廃棄物が散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。）
- ii) ごみ袋の空気を抜いて出すこと（収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなるとともに、収集車内での破裂を防止できます。）
- iii) 生ごみの水切りをすること（外出自粛を受けて家庭からの廃棄物が増加しがちになりますので、その量を減らすことができます。）
- iv) 市の分別、収集ルールを守り廃棄物の減量に努めること

② 処理等における留意点

廃棄物の収集、運搬、処分などの廃棄物処理に係る感染防止策としては、以下の対策が有効であるので、作業内容に応じて適切に対策を講じる必要があります。

- i) 手袋、マスクその他の個人防護具及び肌の露出の少ない作業着を着用する。夏季には熱中症に留意し、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの対策を実施すること。
- ii) 作業終了後の手洗い及び手指消毒の実施
- iii) 運搬車両や施設等のうち手や手袋が触れる箇所の清掃及び次亜塩素酸ナトリウムやアルコールを用いた消毒の実施
- iv) 休憩、着替え等の際の3密の回避、換気の実施

コラム

災害発生時、避難所でのごみの捨て方について

新型コロナウイルス等感染症が蔓延している中でも、大雨などの災害が発生し、避難所へ避難することが考えられます。

災害に対する不安だけでなく、感染症に対する不安を抱きながらの避難になります。

そのような状況下で避難所におけるごみの捨て方について示します。

避難所において、廃棄物処理に対する感染症対策が適切に実施されるよう、ご理解ご協力をお願いします。

1 ごみ袋の口はしっかりと縛ってください！

使用後のマスクや鼻水等が付着したティッシュペーパー等は直接触れることがないように、世帯ごとにごみ袋に入れ、袋の口をしっかりと縛り、散乱しないようにしてください。また、マスクなどのポイ捨てはやめてください。

2 ごみ袋で出す場合は空気を抜いて出してください！

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車での破裂を防止できます。

3 避難所のごみの分別ルールを確認してください！

ごみや資源物の分け方、出し方が普段と異なる場合があります。

弁当容器は避難所のルールに従って、容器、残飯、箸などを分別し、ペットボトルのキャップ、ラベルは外してください。

4 ごみを捨てた後は、手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒をしてください！

これらにご協力いただくことより、ごみからの感染を防ぐことができます！

令和2年の新型コロナウイルス流行時には、以下のような対応を取り感染リスクの低減を図りました。

- ごみ収集職員の感染防止対策

通常、資源循環久里浜事務所※の1か所であった収集の拠点を横須賀ごみ処理施設との2か所に分けました。作業員の更衣室や出入り口も重ならないように時間調整するなどの工夫をしました。

また、環境省の作成したチラシを配布し、注意喚起を行いました。（50ページ参照）

- 市民への啓発

マスクやティッシュペーパー等の捨て方についてホームページ等で啓発を行いました。

また、PCR 検査受診者に対して、医療機関の協力のもとマスク等の捨て方のチラシを配付しました。（51ページ参照）

- 事務室での対応

マスクの着用、机間やカウンター上の仕切りの設置など感染予防に努めました。

- リサイクルプラザでの対応

リサイクルプラザでは缶、びん、ペットボトル等を手作業で選別しています。

作業の際は、作業員の班分け、さらに作業員同士の間隔を空けて感染予防に努めました。

※ 組織名称は令和2年当時のものです。

POINT 03.

“作業後”に心がける3つのこと

その1 車の換気（窓開け）



作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を保ちましょう。（複数人乗る場合には必ずマスクを着用）
※気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。

その2 休憩の際の3つの密の回避



休憩時は、屋内・車内の場合には窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。

その3 消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう！

●車内の消毒・洗浄



消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。
(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

●運転席の消毒



ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。

●スマホ、タブレット等の消毒



持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。

POINT 02.

“作業中・休憩中”に心がける4つのこと

その1 手洗いの徹底



帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗いと必要に応じて洗顔を行いましょう。

その2 着替え時等の注意



作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返しから、脱いだ作業着は洗濯しましょう。
着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。

その3 手袋、ゴーグルの消毒・洗浄



使用した手袋、ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。

その4 運転席の消毒



ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。



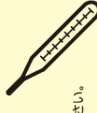
環境省
Ministry of the Environment

2/2

POINT 01.

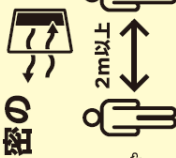
“作業前”に心がける4つのこと

その1 健康管理・体調把握の実施



十分な睡眠をとる等の健康管理や定期的な体温測定による体調把握を実施してください。

その2 3つの密の回避



着替え時等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気しましょう。

その3 手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用



作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。

その4 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用



作業着は、露出した肌へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。

POINT 02.

“作業中・休憩中”に心がける4つのこと

その1 素手で触らない



素手でこまめに触れないようにしましょう。手袋の脱着時に素手で手袋の外面や裏に触れないよう注意しましょう。

その2 こまめに消毒



作業の合間に、機会を均してアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。

1/2

「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、 「紙パック」の出し方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方や
その疑いがある方が使用した「缶・びん・ペットボトル」、
「容器包装プラスチック」、「紙パック」は、感染する力が
なくなるとされる期間が3日程度であることなどを踏まえて、
1週間程度待ってから排出していただくようお願いします。

【参考】

厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方
向け）」における「新型コロナウイルスについて」の問1『「新型コロナウイルス
」とはどのようなウイルスですか。』では、「物の表面についたウィ
ルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24
時間～72 時間くらい感染する力をもつとされています。」とあります。

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省）
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/
dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

横須賀市資源循環部資源循環政策課

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方

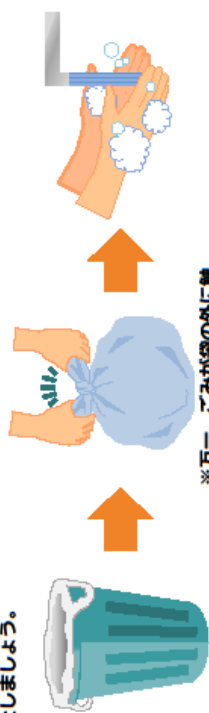
新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方な
どがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッ
シュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、
「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりと封をする**」そして
「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせま
す。いつはいい前にも早め
に②のとおりごみ袋をしぼ
って封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触
れることがないようにし
りばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を
使って、流水で手をよく洗
いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触
れた場合は、二重にごみ袋
に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、
皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとって
も、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策
として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対に
やめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの
捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりと
ばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意し
ましょう。



環境省公式HP



横 須 賀 市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

＜令和 8 年（2026 年）3 月改定＞

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市環境部環境政策課

電話 046-822-8419、FAX 046-823-0865

E-mail : lege-le@city.yokosuka.kanagawa.jp